

【保険外併用療養費(選定療養)に関するお知らせ】

・医科点数表に規定する回数を超えて行うリハビリテーションについて

保険診療のルールでは、疾患別にリハビリテーションを行える期限が定められています。
その期限を超えると、原則として月13単位まで(1単位は20分)という回数制限が発生します。

患者さんがその回数制限を超えたリハビリテーションを希望され、治療に対する意欲を高める必要がある場合は、下記の『特別の料金』(保険外のため実費)を頂いて、リハビリテーションを実施いたします。

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	2,450円	(1単位につき, 税込)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	1,800円	(1単位につき, 税込)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	1,850円	(1単位につき, 税込)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	1,750円	(1単位につき, 税込)

・特別の療養環境の提供(差額ベッド)について

当院には、下記の特別の料金を頂く個室があります。(全て1人部屋, 計8床)

第一病棟(本館3階) 307号室, 308号室	7,150円	(1日につき, 税込)
第一病棟(本館3階) 315号室, 316号室	3,300円	(1日につき, 税込)
第二病棟(本館4階) 407号室, 408号室	7,150円	(1日につき, 税込)
第二病棟(本館4階) 415号室, 416号室	3,300円	(1日につき, 税込)
西病棟(西館2階) 212号室, 223号室	5,500円	(1日につき, 税込)

2025年9月1日
浜 松 北 病 院